

居宅介護支援事業所重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-799-2480 (月～金曜日 8:30～17:30)

担当 管理者 櫻井 京子

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	Cosmos ケアプラン
所在地	埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20 鈴やビル1F
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (1176520284 号)
サービス提供地域	さいたま市 緑区・浦和区・南区 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

緊急時連絡先は080-9287-0109 輪番制です。病状に関しては医療機関へご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名

介護支援専門員 2名以上

(3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 8:30～17:30まで

(土日・祝日・12月29日～1月3日は休業)

2. 事業の目的、運営方針

- ・ 要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。
- ・ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ・ 要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ・ 利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・ 利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めたり、当該事業者を居宅サービスに位置付けた理由を求めることができます。
- ・ 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

- ・ ケアマネジメントの公平中立の確保を図る観点から、事業所は以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを実施します。

3. サービス内容

- ・ 居宅サービス事業者から利用者に係る情報提供を受けた内容や、モニタリング等の際に把握した利用者の服薬状況や口腔機能、心身の状況の情報のうち必要と認められるものは、利用者の同意を得て主治医等に提供します。
- ・ 利用者が訪問看護等の医療サービスを利用する場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。また、居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- ・ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載して、居宅サービス計画を区市町村に届けます。

4. 連絡先の確認・医療機関との連携

サービス利用中に利用者が病院等に入院する必要性が生じた場合には、担当の介護支援専門員氏名及び連絡先を当該病院等に伝えていただきますようお願いいたします。

5. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

6. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。

利用料

介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 1,086単位 要介護3・4・5 1,411単位

(2) 交通費

サービス提供地域は無料です。それ以外の地域は下記の交通費が必要です。

- ・ 通常実施地域を超えた地点から片道15キロメートル未満500円
- ・ 通常実施地域を超えた地点から片道15キロメートル以上1,000円

(3) 解約料 料金はかかりません。

加算

(1) 初回加算 300単位

(2) 特定事業所加算 (Ⅱ)421単位・(Ⅲ)323単位

- ・ 利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったもの利用者が亡くなられた場合に

居宅介護支援の基本報酬の算定を行う場合があります。

- ・厚生労働大臣が定める基準に適合し、指定権者に届出をした場合、介護報酬に加算します。

〈特定事業所加算Ⅱ〉

- ① かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している。
- ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。
- ③ 利用者に関する情報またはサービス提供の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ⑤ 介護支援専門員に対して計画的に研修を実施している。
- ⑥ 地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合にサービスを提供していること。
- ⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑧ 運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における特定の科目（実習）等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。
- ⑬ 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。

〈特定事業所加算Ⅲ〉

特定事業所加算Ⅱの②から③を満たし、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置。

- (3) 入院情報連携加算 (Ⅰ) 250単位 (Ⅱ) 200単位
(Ⅰ) 利用者が病院等に入院した当日 (Ⅱ) 3日以内に当該病院の職員に対して、心身の状況や生活環境に必要な情報を提供した場合。
- (4) 退院、退所加算 (Ⅰ) ①450単位 ②600単位
退院、退所加算 (Ⅱ) ①600単位 ②750単位
退院、退所加算 (Ⅲ) 900単位
利用者が病院等から退院や退所する際、当該職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供をし、居宅サービス計画を作成した場合に加算
(Ⅰ) カンファレンス以外の方法により1回受けている。②カンファレンスにより1回受

けている。

(Ⅱ) ①カンファレンス以外の方法により2回受けている。

②2回受けており、1回以上はカンファレンスによる。

(Ⅲ) 3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる。

(5) 通院時情報連携加算 50単位

利用者が医師や歯科医師の診察を受ける際に同席し、心身の状況や生活環境等の情報提供を行い、医師等から利用者に関する情報提供を受け、居宅サービス計画に記録した場合に加算。

(6) 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

(7) ターミナルケアマネジメント加算 400単位

利用者またはその家族に対して、24時間連絡体制を確保しており、かつ、必要に応じてサービスを提供できる体制を整備している場合において、利用者のお亡くなりになられる日及び前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び担当居宅サービス事業者に提供した場合に加算。また「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行います。

※居宅介護支援費及び加算については、**地域加算**として3級地(11.05円)の値を掛けたものとする。

7. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担当 櫻井 京子

電話 048-799-2480

(2) その他の窓口

緑区役所 高齢介護課

電話 048-712-1178

浦和区役所高齢介護課

電話 048-829-6152

南区役所 高齢介護課

電話 048-844-7177

さいたま市役所 介護保険課

電話 048-829-1264

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）電話 048-824-2568

（苦情・ハラスメント処理）

事業所は提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者またはそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待発生またはその再発防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は管理者とします。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 従業員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 衛生管理等

- (1) 事業所の設備や飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止の研修を受けて、定期的に従業者に周知徹底します。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

12. 業務継続計画の算定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 弊社の概要

名称・法人種別	株式会社コスモス
代表者役職・氏名	代表取締役 秋葉 勇夫
本社所在地	埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20
電話番号	048-873-2711

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

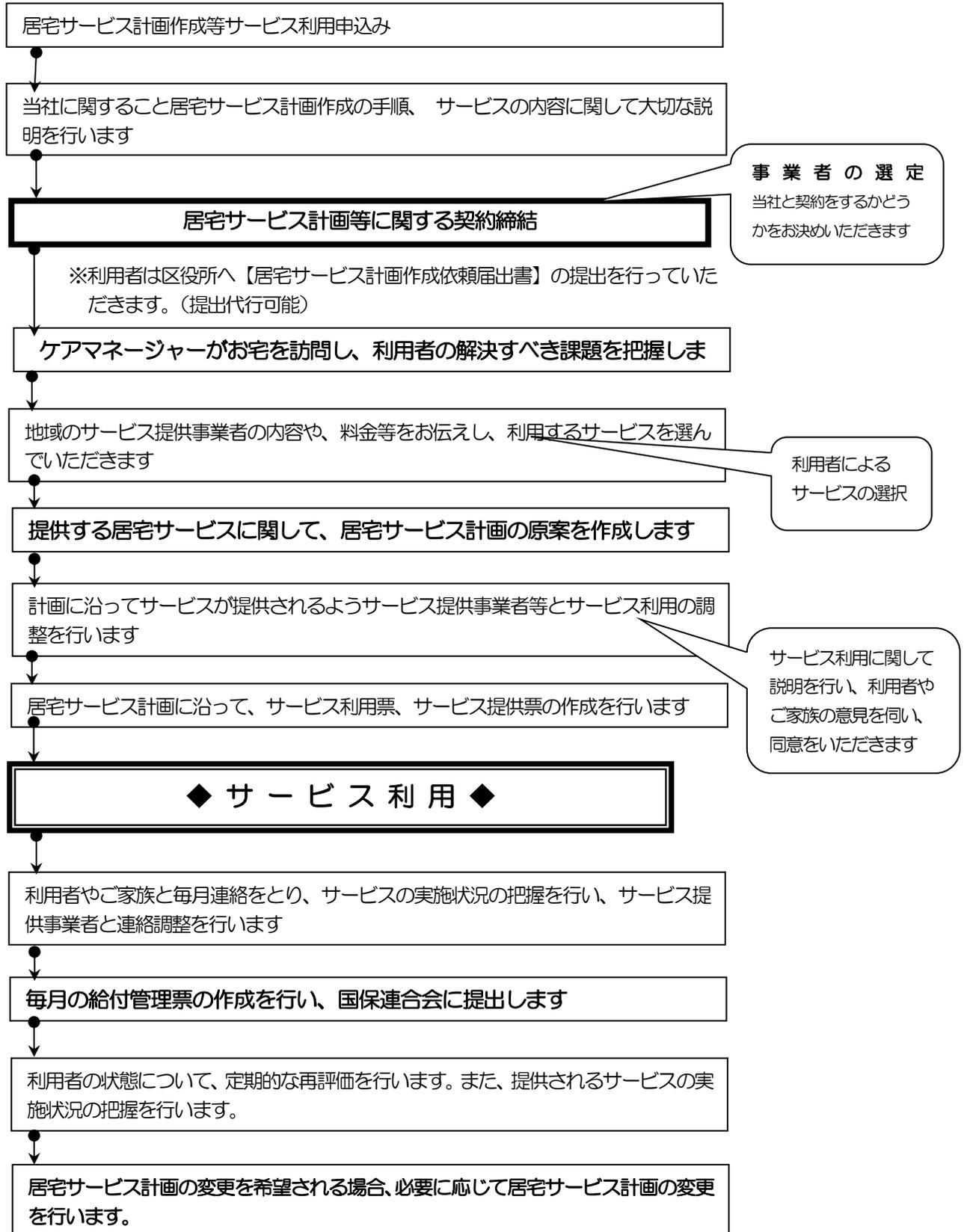
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書・重要事項説明書を説明しました。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

所在地 埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20
名称 株式会社 コスモス
代表者名 代表取締役 秋葉 勇夫

【事業所】

所在地 埼玉県さいたま市緑区山崎1-10-20 鈴やビル1F
名称 Cosmos ケアプラン
説明者

私は本書面により、契約書・重要事項説明書の説明を受けました。

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人】

【家族の代表】

住 所

氏 名